4月には統一地方選挙(府議会議員選挙・市長選挙)が執行されます

問合先 選挙管理委員会事務局

各選挙によって、投票ができる資格や日時等が異なりますのでご注意ください。

4月7日日は府議会議員選挙の投票日です

任期満了(4月29日)に伴い、府議会議員選挙が執行されます。

■投票…4月7日(日) 午前7時~午後8時

市内35ヵ所の投票所(6ページ・表3)

■開票…4月7日(日) 午後9時~

J:COM末広体育館(市民総合体育館)大体育室

■投票ができる人…平成13年4月8日までに生まれた人で、平成30年12月28日までに転入届をし、それ以降引き続き本市の住民基本台帳に記録されている人 ※選挙人名簿に登録されていることが必要です。

注意

- ●平成30年12月29日以後に大阪府内の市町村間で住所を異動した人は、前住所地で投票を行うことができますが、そのためには前住所地の選挙人名簿に登録されている必要があります。
- ●前住所地で投票する際には、市区町村で発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書(無料)」を提示すること、または引き続き住所を有することの確認を受けることが必要です。
- ●投票日までに最寄りの市(区)役所または町村役場の住民登録担当課に申し出て証明書の交付を受けてください。
- ●投票場所・投票の可否については、「(表1) 住所移転者の投票」をご覧ください。

(表1) 住所移転者の投票

	凮	出の別	届出の日	投票場 新住所地 で投票	所・投票 前住所地 で投票	の可否 投票 できない
	転入届をした人	府外から	平成30年12月28日 以前	0		
			平成30年12月29日 以後			\circ
		府内の他 の市町村 から	平成30年12月28日 以前	0		
			平成30年12月29日 以後		(*)	
	転出	府外へ	全期間			0
	転出届をした人	府内の他 の市町村 へ	平成30年12月28日以前 に新住所地に転入届	0		
	た人		平成30年12月29日以後 に新住所地に転入届		(*)	
	人 (温をした 象佐野市	平成31年3月8日 以前	0		
	内で	住所を変 た人)	平成31年3月9日 以後		0	
	(*) 投票する際に市区町村で発行する「引き続き府内に				で内に	

(*) 投票する際に市区町村で発行する「引き続き府内に 住所を有する旨の証明書」の提示または確認が必要です。

4月21日旧は市長選挙の投票日です

(表2) 市内転居者の投票場所

転居の届出日投票場所平成31年3月27日以前新住所地平成31年3月28日以降前住所地



任期満了(4月25日)に伴い市長選挙が執行されます。

■投票…4月21日回 午前7時~午後8時・市内35ヵ所の投票所

(6ページ・表3)

■開票…4月21日(□) 午後9時~

J:COM末広体育館(市民総合体育館)大体育室

- ■投票ができる人…平成13年4月22日までに生まれた人で、平成31年1月 13日までに転入届をし、それ以降引き続き本市の住民基本台帳に記録されている人
- ※選挙人名簿に登録されていることが必要です。
- ■市内転居者の投票場所について… (表2) 参照

期日前投票および不在者投票について

投票期間

- ●府議会議員選挙…3月30日出~4月6日出
- ●市長選挙…4月15日(月)~20日(土)

※期間中の土・日曜日も投票できます。府議会議員選挙については、3 月30日出・31日回は泉佐野駅期日前投票所は利用できません(市役所のみ)。

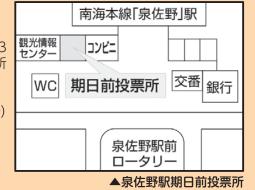
投票時間 午前8時30分~午後8時

(施設・病院などで不在者投票を行う場合は午後5時まで)

期日前投票所

- ●市役所3階 301会議室
- ●泉佐野駅期日前投票所

(南海「泉佐野」駅山側 観光情報センター隣)



投・開票速報

投・開票速報は、選挙管理委員会事 務局のホームページでお知らせする予 定です。また、開票速報はJ:COM末広 体育館(市民総合体育館)2階入口に掲 示します。

▼ホームページ QRコード



いずみさの選管

だし、 すので、 整理券を本人以外の人が使用すると罰せられま 挙権のない人は、投票できません。また、 ますので、投票所受付へ申し出てください。た合でも選挙人名簿に登録されていれば投票でき 送します。 ることがありますので、 挙は4月16日巛ごろに、 ため 府議会議員選挙は4月2日似ごろに、 入場整理券が届いても、投票日当日に選 「住所」 ご注意ください。 もし、 「氏名」 届かなかったり、 「生年月日」 ご了承ください。 世帯全員分を同封し郵 投票所では本人確認 などを尋ね 紛失した場 市 入場 長選

投票所入場整理券

ています。

わからないときは問い合わせてくだ

※投票所の地図は、 覧ください。 「(表3) 投票区の区域及び投票所一覧」 投票所入場整理券に記載

をご

(表3) 投票区の区域および投票所一覧

投票区	投 票 所	区域
1	新家町会館	新家町、南長坂町、見出住宅
2	市立北部市民交流センター 本館・北部公民館	鶴原東町、下瓦屋南町
3	鶴原町会館	鶴原町、鶴原中央住宅
4	下瓦屋長生会館	下瓦屋町、住吉町
5	中庄町内会館	中庄町
6	湊町会館	湊町
7	旭町会館	旭町
8	新町長生会館	新町、新浜町
9	春日町会館	春日町、大宮町
10	市場町会館	市場町(市場東・市場西・市 場南)、中町
11	市立第二小学校体育館	高松東町、高松西町、高松南 町、高松北町
12	市立第一小学校体育館	元町、野出町、西本町
13	大西町会館	若宮町、大西町
14	親子教室(旧つばさ幼稚園)	松原町、羽倉崎町、りんくう往 来(北・南)、泉州空港北
15	市立日根野中学校武道場 (体育館)	日根野(東上・久ノ木・中筋・ 西出・野口・西上・新道出)
16	野々地蔵老人クラブ常設集会所	日根野 (野々地蔵)、俵屋
17	長滝町会館	長滝 (東の番・西の番・中の番)、長滝第一住宅
18	長滝住宅集会所	長滝住宅

投票区	投 票 所	区域
19	上町長生会館	上町
20	市立上之郷小学校多目的 室	上之郷(母山・机場・女形・ 上村・中村・下村・郷田)
21	安松町内会館	安松町
22	南中岡本町会館	岡本町
23	樫井東町会館	樫井東町
24	市立南部市民交流セン ター本館	樫井西町
25	土丸町会館	土丸
26	市立大木小学校 会議室(1)	大木
27	羽倉崎住宅中央集会所	東羽倉崎町、新安松町、羽倉崎 上町
28	府営泉佐野佐野台住宅集 会所	佐野台町、東佐野台町、西 佐野台町、南泉ヶ丘町
29	貝田町会館	貝田町、鶴原北住宅
30	上瓦屋長生会館	上瓦屋町
31	本町長生会館	本町、栄町
32	葵町会館	葵町、幸町
33	泉ヶ丘町会館	泉ヶ丘町、新泉ヶ丘町
34	笠松町会館	笠松町
35	市立新池中学校被服室	泉陽ヶ丘、松風台

※区域については、行政区域のことであり、必ずしも、町会名等とは一致していませんのでご了承ください。

広 告

市長選挙 留意して いただきたいこと

|期日前投票…投票日当日に

府議会議員選挙

ことができません。これらの人 ない人)は、期日前投票をする る日にはまだ18歳に到達してい えるが、期日前投票しようとす えば、投票日当日には18歳を迎 制度で投票することになりま 入しても結構です)のうえ提出 駅期日前投票所)へ投票所入場 す。詳しくは問い合わせてくだ は、例外的に従来の不在者投票 ※期日前投票を行おうとする日 してください。印鑑は不要です。 項をあらかじめ記入(自宅で記 票ができます。期日前投票所(市 票所に行けない人は、期日前投 仕事、用事、旅行など(期日前 にまだ選挙権を有しない人(例 前投票では入場整理券裏面の くても可)してください。期日 整理券を持参(未着の場合はな 役所3階301会議室・泉佐野 投票事由に該当する場合)で投 「期日前投票宣誓書」に必要事

不在者投票

れている病院や老人ホームなど 投票…不在者投票施設に指定さ に入院または入所している人 ●指定施設などにおける不在者

> たい旨を申し出てください。 の施設の事務所などに、投票し することができます。それぞれ ない人は、その施設などで投票 で、投票日当日に投票所へ行け

※選挙の行われていない選挙管 委員会で投票をすることができ 交付を受け、最寄りの選挙管理 出張や旅行などで遠隔地に滞在 選挙管理委員会から投票用紙の 市で投票できない人は、本市の しているため、投票日当日に本

う必要があります。 務時間内(ほとんどが午前9時 理委員会での不在者投票は、 手続きの流れ 〜午後5時、土日は不可) 執

ます。 ページからダウンロードもでき ※本市選挙管理委員会のホーム ①最寄りの選挙管理委員会で 「宣誓書・請求書」をもらう

管理委員会へ送付する ②必要事項を記入して本市選挙

③投票用紙などが届く

④最寄りの選挙管理委員会で投

早めに手続きをしてください。 郵送などに日数がかかるため、 んので注意してください。また、 ※選挙管理委員会以外の場所 (自宅など) では投票できませ

> できる人」をご覧ください。 が要介護5の人は、「郵便等投 4) 郵便等による不在者投票が きる制度です。詳しくは、「(表 行けない人が郵便などで投票で 身体の障害などにより投票所に ている人で重度の障害のある たは戦傷病者手帳の交付を受け **便等投票)**…身体障害者手帳ま ●郵便等による不在者投票 介護保険で要介護状態区分 ができます。この制度は、

●滞在地における不在者投票…

視覚障害の程度が重度)は、代 てください。投票用紙の請求期 い。また、すでに交付を受けて 局に申請し交付を受けてくださ 便等投票証明書」の交付が必要 投票ができる人」をご覧くださ 詳しくは、「(表5) 代理記載で 理記載による投票もできます。 たは戦傷病者手帳の上肢または できない人(身体障害者手帳ま 自ら投票用紙に記載することが また、郵便等投票ができる人で 限は、投票日の4日前までです。 る場合は早めに更新手続きをし いる人も、有効期限が過ぎてい ですので、選挙管理委員会事務 投票するには、あらかじめ「郵

程

1級または2級

1級または3級

1級~3級 特別項症

度

の

の前々日までに届いていない場 よりどころになります。投票日 者が候補者を選ぶときの大きな 簡単にまとめられており、有権 |選挙公報の発行…選挙公報 各候補者の政治信条などが

障害などの区分

身体障害者手帳

保険 険者 の証

合は、 ご連絡ください 選挙管理委員会事務局

■障害のある人のための制

だ改善ができていない投票所に 順次改善を行っていますが、 など改善できる施設については あります。スロープを設置する

ま

ぎて申込をした場合は、 463・1100)、または直接 票日の1週間前までに選挙管 訳者を派遣します。希望者は投 了承ください。 きないこともありますので、ご 申込をしてください。期限を過 理委員会事務局へFAX(Fax ションが困難な人には、手話诵 より言葉によるコミュニケー ●**手話通訳者の派遣**…投票日当 聴覚または言語障害などに 派遣で

●係員がお手伝い…投票所は既

アフリーになっていない施設も 存の施設を使用するため、バリ

呼吸器、ぼ 小腸、肝臓 特別項症~第3項症 要介護5

第2項症

ら投票用紙に記載することがで 字器や点字の候補者名簿などは 害者は点字投票ができます。 申し出てください。 ます。なお、だれに投票したの 名を書き、もう1人が立ち会い 1人が選挙人の指示する候補者 から2人の補助者が選任され、 のことを申し出ると、係員の中 希望する人は、投票管理者にそ あります。投票所で代理投票を 紙に記載する代理投票の制度が きない人は、代理の人が投票用 の読み書きができないため、自 投票所にあります。また、身体 ● 点字投票や代理投票… 視覚障 すので、投票所の受付へ気軽に ついては、係員がお手伝いしま に障害などがある、または文字 点

かという秘密は厳守されます。

郵便等で代理記載による投票

要介護状態区分

(表4) 郵便等による不在者投票ができる人

両下肢、

免疫、肝臓

両下肢、

心臓、うこ

体幹、

じん臓、 う、直腸、

体幹 じん臓、 な

移動機能

呼吸器、 小腸

ができる人				
障害などの区分	障害などの程度 (上肢または視覚)			
身体障害者手帳	1級			
戦傷病者手帳	特別項症~第2項症			

